

作 業 基 準

(小規模航路事業主用)

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

事業主名 千 代 田 町

(赤岩渡船)

目 次

第 1 章	目的
第 2 章	作業体制
第 3 章	危険物等の取扱い
第 4 章	乗下船作業
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、群馬県営赤岩渡船航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導等の作業を実施する。

2 船長は、乗組員（船内作業員を含む。）を指揮して乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品は、運航管理者の指示に従い、船舶に持ち込むことを拒絶しなければならない。

2 乗組員（船内作業員を含む。）は、旅客の手回り品が前項の危険物等に該当する物である疑いがある時は、船長の指示を受けて旅客の立会のもとに点検し、必要な措置を講じるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

2 離岸5分前になったときは、運航管理者又は運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）は、旅客を船舶の乗船口に誘導し、船長及び乗組員（船内作業員を含む。）と協力して乗船させる。

3 運航管理者又は運航管理補助者（又は陸上作業員）は、乗船旅客数（幼児を含む。）を把握し旅客定員を超えないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員（船内作業員を含む。）は、旅客の乗船が完了したときは、船長の指示により迅速に綱放し等の離岸作業を実施する。

(係留中の保安)

第6条 船長及び運航管理補助者は、旅客の乗下船の係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、乗降施設の保安に十分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を運航管理補助者及び乗組員（船内作業員を含む。）に合図する。

2 船長及び乗組員（船内作業員を含む。）は、運航管理者又は運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）と協力して旅客を誘導して下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、旅客待合所とする。

- (1) 乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象・水象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。